学校生活のきまり

服装・頭髪について

1. 登下校及び教育活動の際は制服を着用する。

(1) 制服

男子 本校指定のプレザー, スラックス, ネ クタイ

白無地のワイシャツ

- 女子 本校指定のブレザー,スカート(並丈), ネクタイ,ダブル蝶タイ(ストライプ 柄),白無地のブラウス,ハイソック ス(色は紺色・無地・ワンポイント可)
- ・上着の下にセーター, ベスト, カーディガンの着用は認める。 ただし, 黒・紺・茶・白・灰・深緑色で単色のものに限る。
- (2) 夏期制服(6月1日~9月30日)男子 本校指定のスラックス, ネクタイ白開襟シャツまたはワイシャツ

女子 本校指定のスカート, セーラーブラウス, ダブル蝶タイ (赤・グレー)

- ・ネクタイはつけなくてもよいが、上着を着 用したらネクタイをつけること。
- ・ダブル蝶タイは、式典等正装着用時には赤 とする。
- ・夏期の寒い日に限り、セーター、カーディ

-20 -

ガンの着用は認める。

ただし、黒・紺・茶・白・灰・深緑色で単 色のものに限る。

- (3) 夏服期間の前後1ヶ月(5月と10月)に限り、寒暖に応じて夏の服装に準じてよい。
- (4) 夏季休業中, 男子のみ白無地ポロシャツの 発用を可とする。
- (5) やむを得ない事情で制服が着用できない時は、願い出て許可を得ること。
- 2. 指定箇所に校章をつけること。
- 3. 通学用の靴は革靴 (平踵) や運動靴を用いる。 上履きは、本校指定 (学年色) のものを用い ること。
- 4. 指定以外の服装に関しても、常に高校生らしい品位を保つように心掛け、その他(靴下、オーバー、レインコート等)についても同様、流行を追うことなく簡素を心掛けること。
- 5. 染髪・脱色については禁止する。髪型や長さについては、他人に不快感を与えない清潔さを保つこと。

体育時の服装について

- 1. トレーニングウエア (男女共通) は上下とも 本校指定各学年色とし、胸に名票をつける。
- 2. 夏期(4~10月)は、男女とも半袖シャツ、ハーフパンツとし、本校指定各学年色とする。
- 3. 体育館履きは本校指定, 各学年色とする。

- 21 -

登校・下校について

- 1. 自転車による通学を希望する者は担任に申し 出るとともに許可願を提出する。自転車には各 学年色のステッカーを必ず貼っておくこと。
- 2. オートバイ・自動車等による通学は認めない。
- 3. 学校で定めた下校時刻以後は残留しないこと。 下校時刻 18時00分 試験1週間前 17時00分 考査中 16時30分

諸届及び願について

- 1. 欠席・遅刻等をする場合は、保護者より予め 学校に電話連絡をし、後日速やかに生徒手帳の 届欄に記入しHR担任に提出すること。(欠 席・遅刻届)
- 2. 早退をする場合はHR担任に(不在の時は次 の授業担当者に)届出るとともに,後日速やか に生徒手帳の届欄に記入しHR担任に提出する こと。(早退届)
- ※次の場合の欠席・欠課は特別の扱いとなる。 いずれも届出又は願出が必要である。(届出 一覧表参照)
- 1. 忌 引

父母(7日),祖父母,兄弟姉妹(3日),曾祖父母(1日),伯叔父母(1日),従兄弟姉妹(1日)の日数を限度として届出る。(忌引届)

2. 公 欠

- 22 -

進学・就職試験,特別教育活動(生徒会・部・ HRの活動)その他学校が認めた要件で欠席・ 欠課をする場合は公欠扱いとし,欠席・欠課時 数に算入しない。(公欠願)

- 3. 感染症等による出校停止について 治癒し登校する時は主治医の罹患証明又はそ れに代わる証明が必要である。
- ※このほか次の場合は、別紙様式による届出及 び願出書を提出すること。用紙は学校備えつ けのもの及び生徒手帳の届欄を使用すること。

 届出書を必要とするもの
- 粉失届、破損届、住所及び姓名変更届、旅行 届、その他届出の必要なもの 2 顔出春な必要とするもの(保護者の署名接印
- 2. 願出書を必要とするもの(保護者の署名捺印を要する)
- (1) 休退学, 復学, 転校願等
- (2) 各種証明書の発行
 - ① 在学証明書,卒業証明書,卒業見込証明書,成績証明書等の請求は,経営企画室備付の「証明書発行願」に記入し提出する。
 - ② 学割証明書の請求は,経営企画室備付の 「学割発行願」に保護者氏名と印鑑を押印 し,担任を経由して経営企画室へ提出する。
 - ③ 通学証明書の請求は,各自証明書に直接 記入し、経営企画室へ提出する。
 - ④ 生徒証明書、通学証明書等を紛失した場

合, 紛失届に担任の確認印をもらって経営 企画室に提出する。

⑤ 証明書の発行は、すべて翌日発行とする。

3. 許可願出瞥の必要なもの

外出,残留,異装,集会,出版,印刷物配布, 署名集め,募金,休日登校,学校施設使用,用 器具使用,校外活動,その他許可願書の必要な もの。

4. 校内に掲示物を貼る場合は, 生活指導部に届 出て検印を受けること。

その他届出を必要とするもの

- 1. 校内で物品を拾得した場合は生活指導部に届出ること。
- 2. 学校の内外を問わず暴力・事故等の被害にあった場合は,担任又は生活指導部へ届出ること。
- 3. 校舎・校具等の破損に気がついた時は、担任に届出ること。

禁止行為について

次の行為は絶対に禁ずる。違反した生徒には指導、措置等を行う。

- 1. 理由の如何にかかわらず暴力をふるうこと。 (度を超えた言動をも含む)
- 2. 故意の器物破損, 及びいたずら。
- 3 定期考査及びそれに準ずる試験での不正行 為。

- 4. オートバイ, 自動車による通学。
- 5. 飲酒, 喫煙等法律で禁止されている行為。
- 6. 人権侵害に関わる行為。
- 7. その他反社会的行為。

- 23 -